

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年3月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400442号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400082号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成13年12月1日から平成18年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、平成13年12月から平成14年3月までは34万円から47万円、同年4月から平成15年8月までは34万円から44万円、同年9月から平成18年3月までは32万円から44万円とする。

平成13年12月から平成18年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年12月1日から平成18年4月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成18年4月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、32万円から44万円とする。

平成18年4月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年12月1日から平成25年8月1日まで

A社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、支給されていた給与額より低い額で記録されている。一部の期間について、給与額が確認できる資料を提出するので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成13年12月1日から平成18年4月1日までの期間について、請求者から提出された諸給与支払内訳明細書（以下「給与明細書」という。）により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成13年12月1日から平成18年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる本来の報酬月額又は報酬月額から、平成13年12月から平成14年3月までは47万円、同年4月から平成18年3月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る資料を保管しておらず当時の状況を把握している者もないため不明である旨回答しているが、平成13年12月から平成18年3月までの期間について、給与明細書により確認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成18年4月1日から同年8月1日までの期間については、当該期間の各月における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料がなく、前記の厚生年金特例法による訂正はできないものの、給与明細書により、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められることから、平成18年4月から同年7月までの標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（オンライン記録の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成3年12月1日から平成13年12月1日までの期間及び平成18年8月1日から平成25年8月1日までの期間について、A社は賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者も給与明細書を所持していないことから、前記の期間における各月の報酬月額及び厚生

年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 3 年 12 月 1 日から平成 13 年 12 月 1 日までの期間及び平成 18 年 8 月 1 日から平成 25 年 8 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。